

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（人事課）

一 趣旨

令和二年十月二十二日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての報告に基づき、職員の期末手当を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日。ただし、令和三年度以降の期末手当の支給割合は令和三年四月一日